

社会福祉法人尚生会
「指定訪問入浴介護センター グリーンハウスとちぎ」

運営規程

目 次

第 1 条 事業の目的	第 9 条 サービス提供にあたっての留意事項
第 2 条 運営方針	第 10 条 緊急時における対応方法
第 3 条 実施主体	第 11 条 ハラスメント対策の強化
第 4 条 事業の名称等	第 12 条 高齢者虐待防止の推進
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 13 条 感染症対策の強化
第 6 条 営業日及び営業時間	第 14 条 業務継続に向けた取組の強化
第 7 条 サービスの内容及び利用料金 その他の費用の額	第 15 条 その他運営についての留意事項
第 8 条 事業実施区域	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が設置経営する「指定訪問入浴介護センターグリーンハウスとちぎ」が行う指定訪問入浴介護事業及び指定介護予防訪問入浴介護事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「指定訪問入浴介護センターグリーンハウスとちぎ」は要介護状態または要支援状態にある高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図ることとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 指定訪問入浴介護センター グリーンハウスとちぎ
- 2 所在地 栃木県芳賀郡茂木町茂木63番28

(職員の職種・員数・及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び、業務の管理を行う。
- 2 看護職員 1名以上
看護職員は利用者の健康管理及び指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたる。
- 3 介護職員 2名以上
介護職員は、訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の介護にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。但し12月31日から1月3日、8月13日

から 8 月 15 日は除く。

- 2 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- 3 上記営業日、営業時間の振り替えとして、土曜日等にサービス提供を行うことがある。

(サービスの内容及び利用料金その他の費用の額)

第 7 条 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、上記サービスが法定代理受領サービスであるときの利用者負担は市町村が定めた負担割合に準じた額とする。詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

- (1) 利用者居宅における訪問入浴介護
- (2) 利用者居宅における介護予防訪問入浴介護

2 前項の支払を受けるほか、利用者又はその家族に対し、重要事項説明書にて金額、支払方法等を説明し、同意の上、以下に掲げる費用の額の支払いを受けることとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施区域以外の地域の居宅においてサービス提供を行う場合の交通費。
- (2) 利用者の責により提供予定日前日の午後 6 時以降に提供中止となった場合。但し、体調の急変等相当の事由がある場合を除く。

(事業実施区域)

第 8 条 事業の実施区域は、栃木県芳賀郡内の各町村及び真岡市、茨城県笠間市の区域とする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者が指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際には、次の説明を事前に行うものとする。

- 1 入浴日及び利用料金、入浴準備品に関すること。
- 2 入浴前の食事摂取に関すること。
- 3 入浴後の水分摂取に関すること。
- 4 入浴時の家族の立会いに関すること。
- 5 利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 訪問入浴介護サービスの実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(ハラスメント対策の強化)

第 11 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者：訪問入浴管理者)
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施(年 1 回)
- (3) 虐待等に対する窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢を現に養護するもの) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策の強化)

第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を年２回以上実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条

- 1 訪問入浴介護職員の資質向上を図る為、研修機会及び会議などを別紙事業計画書のとおりとする。
- 2 サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に接触する用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- 3 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の利用者は、事業所が加入する社会福祉施設賠償責任保険対象者となる。
- 5 利用者に対して、事業所が行ったサービス提供に関する諸記録は、利用解約後、5 年間は保存する。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する

平成 15 年 12 月 1 日	一部改正
平成 17 年 3 月 25 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 27 年 8 月 1 日	一部改正
平成 27 年 10 月 1 日	一部改正
平成 28 年 5 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正

平成30年	4月	1日	一部改正
令和元年	10月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和4年	10月	1日	一部改正
令和5年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正